

産業振興功労表彰等に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、本県商工業界の発展向上に寄与し、その功績が顕著である個人及び団体を知事が表彰して、その労に報いるとともに後進者への励ましとし、もって本県商工業の一層の発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類等)

第2 表彰の種類は、功労表彰及び知事褒賞とする。

2 表彰の名称、対象者、対象者の授与基準、対象者の年齢、被表彰者の数、表彰の時期及び推薦者は、別表のとおりとする。

(被表彰者の推薦)

第3 推薦者は、別表の対象者の授与基準及び対象者の年齢に該当する個人又は団体を推薦しようとするときは、別紙の様式1から様式6までのいずれかの推薦書、履歴書その他必要な書類を所管課長に提出するものとする。

(被表彰者の決定方法)

第4 被表彰者の決定は、所管課長を経て、経済産業部長の決裁により行う。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、産業振興功労表彰等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	名称	対象者	対象者の授与基準	歳 の 端	被表彰 者の数	表彰の時 期	推薦者	備 考
功 勞 表 彰	産 業 振 興 功 勞 表 彰	1 商工指導 団体の役員	ア又はイに該当する場合 ア 県を単位とする団体の の理事以上の職に10年 以上在職した者。この 場合において、下部組 織である市町単位の団体 の理事以上の職に県団体 の理事在職期間と重複し ない在職期間があれば、 9年を限度として当該期 間の2分の1の期間を加 算することができる。 イ 商工会議所会頭、商 工会長の職に10年以上 在職した者	50歳 以上	5人以 内	総会又は 表彰大会	県商工会議所 連合会長 県商工会連合 会長 県中小企業団 体中央会長	隔年以上 に実施す る表彰に 係る被表 彰者の数 は別枠と する。
		2 業種団体 等の役員	県を単位とする団体の 理事以上の職に10年以上 在職した者。この場合に おいて、下部組織である 市町村単位の団体の理事 在職期間と重複しない在 職期間があれば、9年を 限度として当該期間の2 分の1の期間を加算する ことができる。	50歳 以上	10人以 内	総会又は 表彰大会	県中小企業団 体中央会長 県繊維協会 会長 県紙業振興協 議会長 県印刷紙器振 興協議会長 県観光協会 会長 静岡特産工業 協会 その他の県単 位団体の長	
	科 学 技 術 振 興 功 勞 表 彰	1 優秀発 明考 案者	すでに出願公開された もの（出願後6年以上経 過したものにあつては登 録されたもの）であつて、 本県科学技術水準の向上、 県民生活の安定等実績 顕著な発明の考案者	なし	3件以 内	表彰式典	市町長 商工関係団体 長 県内事業所長	経済産業部 に表彰選考 委員会を設 置する。 (構成員) 商工振興課、 経済産業部 試験研究機関 、公益財 団法人静岡 県産業振興 財団

		2 研究開発 功労者	長年研究開発に携わり、 その研究活動の中で優れた 研究成果をあげ、本県 における研究者の範とな る者	なし	3 人以 内	表彰式典		
		3 産業技術 振興功績者	中小企業、団体及び地 場産業分野等において、 創意工夫の奨励、科学技 術の普及啓発及び技術者 の育成に長年尽力し、そ の業績が顕著である者	なし	3 人以 内	表彰式典		
褒賞	産業振興知事 褒賞	1 商工指導 団体の役員	ア又はイに該当する場合 ア 県を単位とする団体 の理事以上の職に7年 以上在職した者。この 場合において、下部組 織である市町単位の団 体の理事以上の職に県 団体の理事在職期間 と重複しない在職期間 があれば、5年を限度 として当該期間の2分 の1の期間を加算する ことができる。 イ 商工会議所会頭、商 工会長の職に7年以上 在職した者	50 歳 以上	10 人以 内	総会又は 表彰大会	県商工会議所 連合会長 県商工会連合 会長 県中小企業団 体中央会長	隔年以上 に実施す る表彰に 係る被表 彰者の数 は別枠と する。
		2 業種団体 等の役員	ア又はイに該当する場合 ア 県を単位とする団体 の理事以上の職に7年 以上在職した者。この 場合において、下部組 織である市町村単位の 団体の理事以上の職に 県団体の理事在職期間 と重複しない在職期間 があれば、5年を限度 として当該期間の2分 の1の期間を加算する	50 歳 以上	15 人以 内	総会又は 表彰大会	県中小企業団 体中央会長 県繊維協会 会長 県紙業振興協 議会長 県印刷紙器振 興協議会長 県観光協会 会長 静岡特産工業 協会 その他の県単 位団体の長	

		<p>ことができる。</p> <p>イ 単位団体の理事以上の職に20年以上（その長の場合12年以上）在職した者</p>				
	3 郷土工芸技能者	<p>特定の郷土工芸に20年以上従事し、技術の伝承向上に努め産業の振興に多大の貢献をした者</p>	50歳以上	3人以内	表彰大会	市町長 (県郷土工芸品振興会長副申)
	4 商工関係団体	<p>組織及び運営が特に優秀であり、他の範とするに足るものであって、次の号に掲げる要件を備えるもの</p> <p>(1) 設立後10年以上経過していること</p> <p>(2) 事業運営が活発であること</p> <p>(3) 財務内容が堅実であること</p> <p>(4) 事務が適切に処理されていること</p> <p>(5) 会員又は業界の発展に貢献していること</p>		商工会議所2以内 商工会3以内 商工業団体6以内	総会又は表彰大会	県商工会議所連合会長 県商工会連合会長 県中小企業団体中央会長 経済産業部各課長
	5 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた企業又は組合等	<p>経営革新計画を完了した企業又は組合等で次の基準に該当するものの中から選定し、調査して決定する。</p> <p>経営革新計画に基づいて、積極的に経営革新等に取り組み、技術開発、流通改善、経営管理の分野等で顕著な成績を上げ、他企業のモデルとなる模範的な企業又は組合等</p>		7社以内	表彰式典	公益財団法人静岡県産業振興財団理事長 県商工会議所連合会長 県商工会連合会長 県中小企業団体中央会長

科学技術振興 知事褒賞	1 優秀発明 考案者	概ね過去3年の間に 願公開され、本県産業技 術水準の向上等に寄与し た、あるいはその可能性 のある優秀な発明の考案 者	なし	4 件以 内	表彰式典	市町長 商工関係団体 長 県内事業所長	経済産業部 に表彰選考 委員会を設 置する。 (構成員) 商工振興課、 経済産業部 試験研究機関
	2 研究開発 功労者	長年研究開発に携わり、 その研究活動により、後 進者の範となる者	なし	3 人以 内	表彰式典		、公益財 団法人静岡 県産業振興 財団
	3 産業技術 振興功績者	中小企業、団体及び地 場産業分野等において、 創意工夫の奨励、科学技 術の普及啓発及び技術者 の育成に長年尽力した者	なし	5 人以 内	表彰式典		